地域活性化起業人制度を活用した特産品ブランディング業務協定書

松江市(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)は、地域活性化起業人制度 (企業人材派遣制度)推進要綱(令和3年3月30日(総行応第78号)制定)に基づき、乙から その社員を甲に派遣させるに当たり、派遣期間中の取扱いに関する基本的事項について、次のと おり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(社員の派遣)

- 第1条 乙は、社員 〇〇〇〇(以下「派遣社員」という。)を、乙の社員の身分を保有したまま、甲へ派遣する。
- 2 派遣社員は本市内に居住するものとし、住所、連絡先等を書面により甲に通知するものとする。
- 3 派遣社員の派遣期間は、令和4年12月1日から令和5年3月31日までとする。
- 4 派遣社員の変更は、原則認めないものとする。ただし、健康上の問題等やむを得ない理由があると認められるとき、又は業務の進捗及び内容に応じてより適切な派遣社員への変更と認められるときは、この限りでない。

(派遣期間中の業務)

- 第2条 派遣社員は、本市の一次産品(以下「市産品」という。)を特産品へと成長させるとと もに、松江市の魅力や価値の向上、地域経済の活性化に資する事業活動の推進のため、次に掲 げる基本的事項の業務に従事するものとする。
 - (1) 市産品に関する魅力、課題等についての調査・分析
 - (2) 市産品のブランディング及び市場受けする商品づくり
 - ア 国内外の高所得者層をターゲットにした高単価商品の開発
 - イ 市産品を使ったミールキットやお食事券等、ふるさと納税返礼品の造成
 - ウ 百貨店等の多様な外部チャネルでの販路拡大支援及び推進
 - (3) 市産品に焦点を当てた情報発信、PR 事業
 - (4) その他市産品のブランディング等に関する各種支援
- 2 派遣社員は、具体的事項の業務については、初年度の派遣期間開始日までに仕様書を作成し、 甲の承認を得なければならない。
- 3 前項の仕様書を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更することができる。 (就業条件)
- 第3条 派遣社員の労働時間、休憩時間、休日等の労働条件については、乙の規程に従うものと する。
- 2 派遣社員は、毎月末日までに、翌月の業務従事予定日及び時間、作業場所等について、甲と協議のうえ決定し、甲に通知しなければならない。なお、末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その前営業日までに通知するものとする。

(社会保険)

第4条 派遣社員は、派遣期間中も乙の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び 労働災害補償保険の被保険者とする。 (年次有給休暇)

第5条 派遣社員の年次有給休暇の付与日数及び付与条件については、乙の規程に従うものとする。

(給与の支給等)

- 第6条 派遣社員の給与及び賞与は、乙の定める支給基準に従い、乙が派遣社員に直接支給する。
- 2 派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、退職金引当、社宅家賃、水光熱費、社宅資金、社宅敷金、礼金、引越・支度金及び派遣管理費に係る相当額(以下「給与等相当額」という。)、派遣社員の発案・提案した事業に要する経費相当額(以下「活動経費相当額」という。)及び派遣社員が第2条第1項に掲げる業務を遂行するために要した市内外の移動旅費(甲の条例、規則その他の規程に従う。)相当額(以下「移動旅費相当額」という。)は、負担金として、乙の請求に応じて甲が負担する。
- 3 前項の負担金の請求には、負担金算出根拠を添付しなければならない。 (負担金)
- 第7条 令和4年度の負担金の上限額は、金2,899,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。
 -)とし、その内訳は、給与等相当額が金 1,866,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)、活動経費相当額が金 333,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)、移動旅費相当額が金 700,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。ただし、第 1 条第 4 項の規定により派遣期間を短縮した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 2 乙は、負担金のうち給与等相当額については令和4年12月分から令和5年3月分を3月に、 活動経費相当額及び移動旅費相当額については、前月分をまとめて翌月に甲に請求することが できる。
- 3 甲は、前項の適法な支払の請求書の提出があったときは、その日から 30 日以内に負担金を 乙に支払うものとする。

(災害補償)

第8条 派遣社員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、 乙の規程に基づき乙において処理するものとする。

(定期健康診断)

第9条 派遣社員に対する定期健康診断は、乙の規程により乙において行う。

(出勤状況等の通知及び報告)

- 第 10 条 派遣社員は、翌月 10 営業日までに、前月の出勤、時間外勤務、休暇取得等について、 甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、派遣社員の出勤、時間外勤務、休暇取得等について、定期的に乙に通知する。また、 乙は必要に応じ甲に報告を求めることができる。

(信用失墜行為の禁止)

第 11 条 派遣社員は、甲の業務が公務であることを認識するとともに、その職の信用を傷つけ、 又は不名誉となるような行為をしないよう努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第 12 条 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本協定の解

除後及び期間満了後も、また同様とする。

- 2 派遣社員は、甲の承諾なく、業務上知り得た秘密を本業務の目的外に使用してはならない。 (分限及び懲戒)
- 第 13 条 派遣社員の派遣期間中における分限処分及び懲戒処分については、甲乙協議の上、行 うものとする。

(委託等の禁止)

- 第 14 条 派遣社員は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 派遣社員は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、 甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、派遣社員に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号、名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(実績報告)

- 第 15 条 派遣社員は、翌月 10 営業日までに、前月の業務の実施状況、成果等を記載した書面 (以下「月次報告書」という。)により、甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、月次報告書を確認するものとし、月次報告書の内容に異議がある場合には、受領後 7 日以内に書面により派遣社員に通知するものとする。甲が、受領後 7日以内に通知をしない場合は月次報告書を承認したものとする。
- 3 派遣社員は、業務が完了したとき(業務を中止し、又は廃止したときを含む。)は、業務の成果を記載した業務完了報告書及び業務成果品(以下「完了報告書等」という。)を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の完了報告書等を受理したときは、その日から 10 日以内に業務成果品について 検査を行わなければならない。この場合において、適当と認めたときは、当該業務成果品の引 渡しを受けるものとする。
- 5 甲は、前項の検査の結果不適当と認めたときは、派遣社員に修正等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(著作権)

第 16 条 業務の過程において派遣社員が作成した資料等を甲に提供する場合は、その著作権については甲に帰属するものとする。ただし、乙が従前より有する著作権等及び甲乙別途合意の上定めた著作権等は乙に留保される。

(損害賠償)

第 17 条 甲又は乙が故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その責の帰属の明確な ものはその当事者が負うものとし、不明なものについては甲乙協議の上、負担を定める。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することができる。
 - (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。

以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、 これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの協定を解除したことによって、乙に損害が生じても、その責め を負わないものとする。

(協定解除)

- 第 19 条 甲又は乙は、相手方が本協定の各条項に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この協定を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することが できる。
 - (1) 本協定を履行することができないと明らかに認められるとき。
 - (2) 本協定の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、本協定の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によりこの協定を解除した場合の負担金については、乙が遂行した業務 に対する相応の金額として、甲乙協議の上、定めるものとする。

(関係書類の整備、保存等)

- 第 20 条 乙は、負担金の内容を明らかにするため、第 2 条に定める業務に係る会計を他の事業 に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の事業に係る書類を、整備しなけれ ばならない。
- 2 前項の書類等は、本派遣事業の完了した日の属する年度の終了後5年間又は現に監査、検査、 訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの 間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(有効期間)

第 21 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、第 1 条第 4 項の規定により、その期間を短縮した場合は、その日までとする。

2 令和5年度以降については、当該年度の負担金に見合う歳出予算が成立した場合は、別途協 定書を締結するものとする。ただし、予算不成立その他の理由により協定を締結せず、本派遣 事業を終了することにより甲又は乙に損害が生じても、相手方はその責めを負わないものとす る。

(管轄裁判所)

第 22 条 本協定について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一 審の裁判所とする。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

- 第 23 条 派遣社員は、業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければ ならない。
- 2 甲は、派遣社員が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の 名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。 (その他)
- 第 24 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 島根県松江市末次町 86 番地 松江市 松江市長 上定 昭仁

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1条 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 (秘密保持)
- 第2条 乙は、本協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本協定 が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3条 乙は、本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第4条 乙は、本協定による業務に関して知り得た個人情報を本協定による業務の目的外に利用 し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 乙は、本協定による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の 防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6条 乙は、甲が承諾した場合を除き、本協定による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7条 この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、本協定による業務を第三者に委託し、又は 請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8条 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、本協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料 等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 10 条 乙は本協定による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された 資料等は、本協定の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは 当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 11 条 乙は本協定による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が 記録された資料等は、本協定の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示し たときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 12 条 甲は、乙が本協定による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 13 条 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、 速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第 14 条 甲は、乙が本協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、そ の取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。